

# 平成20年度

## 個人住民税に係る税制改正

●年度間の所得の変動に伴う経過措置について

税源移譲に伴い、平成19年度市県民税の税負担が変わりました。毎年所得変動が少ない場合は、市県民税の増額分が平成19年分所得税で減額となり、市県民税と所得税を合わせた負担は変わりありませんが、平成19年中の所得が大きく減少し、所得税がかからない場合は、減額する金額がなくなってしまうます。

このような所得の変動に伴う負担増を調整するため、次の条件を満たす場合には税源移譲がなかったこととして、平成19年度市県民税の所得割額を税源移譲前の税率で計算しなおすこととされました。

◆おむね次の方が対象者です。

平成18年分に所得税がかかり、平成19年分の所得税がかからない方（計算式①と②の両方に該当する方）

① 平成19年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）

所得税との人的控除の差の合計額

<

②

平成20年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）

≧

所得税との人的控除の差の合計額

＜参考＞

- ・合計課税所得金額
- ・課税総所得金額＋課税退職所得＋課税山林所得金額
- ・申告分離課税所得金額
- ・課税長期譲渡所得金額＋課税短期譲渡所得十株式等に係る課税譲渡所得金額等

【計算方法（減額する額）】

平成19年度の合計課税所得金額について、次のA－Bの金額（19年度市県民税を税源移譲前の額まで減額）

A 税源移譲後の税率（10%）を適用して調整控除を行った後の税額（調整控除以外の税額控除の適用を除いて計算し100円未満切捨）

B 税源移譲前の税率（5・10・13%）を適用した税額（定率減税前・平均課税の適用なし・100円未満切捨）

ただし、老年人の非課税規定の経過措置（昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方）に該当している方は3分の2の額となります。

人的控除の差額 (単位：円)

項目	所得税	住民税	差額	
障害者控除	その他障害	270,000	260,000	10,000
	特別障害者	400,000	300,000	100,000
寡婦（寡夫）控除	その他の寡婦	270,000	260,000	10,000
	特別の寡婦	350,000	300,000	50,000
配偶者控除	一般	380,000	330,000	50,000
	一般の同居特別障害者	730,000	560,000	170,000
	老人	480,000	380,000	100,000
	老人の同居特別障害者	830,000	610,000	220,000
配偶者特別控除	配偶者の所得が38万円超40万円未満	380,000	330,000	50,000
	配偶者の所得が40万円超45万円未満	360,000	330,000	30,000
扶養控除	一般の扶養親族	380,000	330,000	50,000
	一般の同居特別障害者	730,000	560,000	170,000
	特定扶養親族	630,000	450,000	180,000
	特定の同居特別障害者	980,000	680,000	300,000
	老人扶養親族	480,000	380,000	100,000
	老人の同居特別障害者	830,000	610,000	220,000
	同居老親等	580,000	450,000	130,000
同居老親等の同居特別障害者	930,000	680,000	250,000	
基礎控除（納税者全員）	380,000	330,000	50,000	

### ■■■ e-Tax ご利用しませんか！ ■■■

e-Taxを利用すると、自宅やオフィスからインターネットで国税に関するさまざまな手続きができ、税務署などに出かける必要がなくなります。

e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合には、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成19年分または平成20年分のいずれか1回、電子証明書等特別控除）することができます。

この特別控除の適用を受けるには、住民基本台帳カード（電子証明書付）が必要です。カードの発行は、住民登録のある市の窓口（市民課）となりますので、早めの準備をお勧めします。

詳細については、太田税務署（☎0294-72-2171）にお問い合わせください。

【手続き】

対象者は、平成20年7月1日から31日（7月1日以後に適用を受けることになった方は、その日から1か月を経過した日の前日）の1か月の期間内に平成19年1月1日現在の住所地（平成19年度市県民税を納めた市町村）に「市県民税減額申告書」を提出します。

この経過措置は、19年度分の市県民税にのみ適用されます。また、未納の徴収金がある場合は充当され、納められている方は還付となります。

**●住民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)**

税源移譲に伴い、平成19年分以降の所得税額が減少することにより、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)に控除しきれない額が生じた場合は、一定の事項を記載した申告書を提出することにより、平成20年度以降の市県民税からこの控除しきれない額が控除できることとされました。

**【対象者】**

税源移譲前に住宅借入金等特別控除の適用を受けていた平成11年から平成18年までの入居者

**【計算方法(控除額)】**

- 次の①から②を差し引いた金額
- ①税源移譲前の税率で算出した住宅借入金等特別税額控除額
- ②税源移譲後の税率で算出した住宅借入金等特別税額控除額

**【手続き】**

対象者は3月15日(平成20年は3月17日)までに、その年の1月1日現在の住所地(住民税課税)の市町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出します。

会社で年末調整のみ(申告の必要がない)の方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」と源泉徴収票を3月15日(平成20年は3月17日)までに市町村に提出します。

この申告は毎年必要です。確定申告書を提出される方は税務署等、確定申告書の提出先に提出してください。

\*この税額控除は平成20年度分から平成28年度分までの市県民税において適用されます。

**●地震保険料控除について**

平成20年度分の市県民税から地震保険料控除が適用されます。ただし、これまでの損害保険料控除はなくなり、一部経過措置があります。

**【対象となる地震保険】**

地震保険とは、損害保険の一種である主契約の火災保険に附帯するかたちで契約(単独で契約することはできない)します。対象となる損害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害です。

**【経過措置】**

これまでの損害保険料控除は廃止されますが、平成18年12月31日以前を保険期間開始とする長期損害保険料については、これまでの損害保険料控除(上限10,000円)を適用することができ、平成19年1月1日以後に保険料を変更した場合は除きます。

**【控除額】**

保険の契約状況により控除額が異なります。

加入している保険	控 除 額
①地震保険のみに加入	支払った保険料の1/2(上限25,000円)
②長期損害保険のみに加入	支払い保険料5,000円以下の場合は全額
	支払い保険料5,000円から15,000円の場合は、支払い保険料の1/2+2,500円
	支払い保険料15,000円以上の場合は、10,000円
③長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害保険部分は上限10,000円)
④1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択

**【手続き】**

申告や年末調整の際に、保険会社から発行される控除証明書を提出してください。

**◎老年者非課税措置の廃止**

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円(年金収入で245万円)以下の方は、市県民税が平成17年度まで非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が廃止され平成18年度から平成19年度まで減額の経過措置がと

られています。平成20年度は、経過措置が終了し全額負担となります。

年度	課税
平成17年度	非課税
平成18年度	2/3を減額
平成19年度	1/3を減額
平成20年度	全額負担

**◎減価償却制度の改正**

平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産について、新たな償却方法により耐用年数経過地点において1円まで償却することになりました。

**(定額法)償却費Ⅱ**

取得 価 格×定額法の償却率

**(定率法)償却費Ⅱ**

期首未償却残高×定率法の償却率

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年以降において、次の算式により計算した金額を償却費の額として、1円まで償却することになりました。ただし、平成20年分以降について適用されず。  
償却費Ⅱ(取得価格-取得価格の95% - 1円) ÷ 5

**問い合わせ先**

本庁 税務課市民税グループ

☎52-11111

内線232・233